

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい**特定の取引類型を対象とした、事業者による不正な勧誘行為等の取締り等。**

1. 悪質事業者への対応

○次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対応

- ・業務停止を命ぜられた法人の**取締役**やこれと**同等の支配力を有すると認められるもの等**に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。[違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金<新設>]

【対応イメージ】

A社(健康食品αの電話勧誘販売)

※特商法違反によりA社に対して業務停止命令(新規勧誘等の禁止)

※A社への業務停止命令後等に新たに会社を設立し、人やノウハウ等を移転

B社(実質はA社と同じ)

~~A社の元取締役が表取締役として設立~~
※健康食品αの電話勧誘販売(新規勧誘等)

C社(実質はA社と同じ)

~~A社の元営業部長が取締役に就任~~
※健康食品αの電話勧誘販売(新規勧誘等)

○業務停止命令の期間の伸長(最長1年→2年)

○行政調査に関する権限の強化

- ・「質問」に関する権限の追加等。[違反した場合、個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<新設。なお、報告徴収・立入検査等の他の検査忌避についても同様に懲役刑を追加。>]

○刑事罰の強化

- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引上げ 等

2. 所在不明の違反事業者への対応

○所在不明の違反事業者に対する公示送達による処分

- ・違反事業者の所在が不明な場合に、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者に交付されたものとみなし(公示送達により)処分を可能とする。

【対応イメージ】

消費者庁等による処分

[原則]処分書を書面で交付

[改正後]処分書を交付する旨を処分庁に掲示することで交付したものとみなすことも可能に

違反事業者

違反事業者(所在不明)
※ウェブサイトのみによって広告や注文の受付を行い、消費者との連絡手段としてもメールアドレスだけが表示されているケースなど

3. 消費者利益の保護

○消費者利益の保護のための行政処分規定の整備

- ・処分事業者(業務停止命令を受けた悪質事業者を想定)に対して、**消費者利益を保護**するために必要な措置を指示できることを明示することとする。[違反した場合、業務停止命令及び刑事罰(個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<指示違反行為に懲役刑を追加>)]

【対応イメージ】

不実告知を行っていた事業者に、不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知や返金を求める消費者への適切な対応(計画的な返金の実施等)等を指示する。

4. 過量販売への対応

○電話勧誘販売における過量販売規制の導入(訪問販売ルールの拡張)

- ・電話勧誘販売において、消費者が日常生活において**通常必要とされる分量を著しく超える商品の**売買契約等について、行政処分(指示等)の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする(消費者にその契約を締結する特別の事情がある場合を除く)。

【過量のイメージ】

- ◇寝具(4か月で6回購入)
- ◇化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入) など

5. その他

○訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し)

○通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(電子メール広告における規制の拡充)

- ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オプトイン規制)。

○指示の公表規定の整備

○取消権の行使期間の伸長

- ・現在の6月から1年に伸長する。

○施行期日は公布日から1年6月以内

など

消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）

消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、**契約の取消しと契約条項の無効等**を規定

1. 契約の取消し

<現行規定>

事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能

- ① 不実告知（重要事項〔＝契約の目的物に関する事項〕が対象）
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不除去／退去妨害

<課題>

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案

契約の目的物に関する不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがおり、家が倒壊）

取消権の行使期間を経過した被害事案

<改正内容>

過量な内容の契約の取消し
（新たな取消事由）

重要事項の拡大範囲の拡大

行使期間の伸長
（短期を6か月→1年に伸長）

○ このほか、取消しの効果についても規定

○ このほか、消費者団体訴訟制度（差止請求）に関する規定が置かれている

2. 契約条項の無効

<現行規定>

消費者の利益を不当に害する条項は、無効

- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ② 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- ③ 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒ 【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

<課題>

消費者の解除権を一切、認めない条項の存在
（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）
（例：「いかなる場合でも解除できません」）

法10条の①は明文の規定だけでなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決

<改正内容>

事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項（無効とする条項の追加）

法10条に例示を追加
（※）

（※）消費者の不作為をもって意思表示をしたものとみなす条項

○ このほか、「民法の規定による」という文言を削除

○ 施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日（平成29年6月3日）